

広情個審第62号
平成30年3月15日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月22日付け広市教学生第17号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第153号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年4月22日付け広市教学生第17号の諮問事案（諮問第153号事案）

平成28年2月10日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月26日付け広市教学生第26号で行った公文書開示決定に対する平成28年3月24日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書開示決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、「実施機関が行った開示決定、開示内容は法解釈に誤りがあり合理性を欠いており、開示内容を改めよ」との裁決を求め、申立人が真に請求している内容の公文書の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

行政不服審査法は形式審査を認めていない、従って異議が申し立てられた場合は受理し、却下もしくは審理を行い採決しなければならない。

まさに実施機関発行の確認書なる書面は形式審査を行った証明であり、行政不服審査法の立法趣旨に対する挑戦である。

行政不服審査法第30条は審理が始まった後の過程で行うものであり、行政不服審査法上あってはならない形式審査を実施機関が行った過程で行使できるものではない。

行政不服審査法の異議申立書を提出した段階もしくは受理前では、当該申立人は厳密には「これから異議申立人になろうとしている者」であり、正確には異議申立人としての地位を有していない。

当然に、異議申立人としての地位を有していない者に、行政不服審査法第30条を適用して、職権を行使して審尋を行えるはずでないことは明らかである。

結果、法に定めのない行為を実施機関は強制しており、公務員職権乱用罪を構成するものと思慮する。

開示書面の中に書籍の複写が含まれているが、これの奥付を確認すると発行年月日が1997年10月10日の資料を使用しており、開示決定年月日は2016年2月26日付けである。

このことから、18年139日前の資料をもとに根拠付けされているが、社会通念上10年以上前の書籍を根拠の裏づけの参考書籍とするのは、いかがなものかと考える。

また、社会通念上、内容の変更を表す「版」が存在するのであれば、そちらを用いるのが通常と考える。申立人が調査したところ、当該書籍は2008年6月に第2版が発行されており、そちらを使用するのが通常の見解と考える。

古い文献を使用して議論することを申立人は否定しているわけではない。議論の内容によっては、それが適している場面、内容もあると考えるが、今回のような根拠を問うている場面、内容であれば判例変更や上級審と下級審との判断の分かれ、学説の意見分かれなどの最新情報が含まれずに解説されている可能性を否定できず不適切な参考文献使用と考えるところである。

これらの事実から、何らかの悪意を持って、古い文献を参考にしたと指摘されたとしても、それを否定することはできないと考える。

いずれにせよ、このような場面では最新版を使用することが適切、むしろ最新版を使用しなければならないと考える。

旧版をわざわざ使用する合理的理由が存在するのであれば、それを明らかにして頂きたい。

3 実施機関の主張要旨

説明書、口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、2016年1月15日付け「確認書」により、法定の期間内に提出した異議申立書に対して、「処分があったことを知った日」に至るまでの請求人の行動など個人情報の開示を迫る権限ならびにその根拠の一切を求めているのであり、その根拠は、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第30条」であることから、その条文を開示したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求は、実施機関が平成28年1月15日付け確認書により、処分があったことを知った日に至るまでの申立人の行動など個人情報の開示を求めることのできる根拠となる公文書の開示を求めるものである。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第45条は、「異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にならなければならない。」と規定されている。

実施機関は、申立人から提出された平成27年12月23日付け異議申立書の「処分があったことを知った日」の記載が、「平成27年11月29日」となっており、当該処分を行った平成27年5月29日から逆算して考えると、約180日が経過していたことから、上記確認書により照会したものである。

通常、これだけの期間の経過後に初めて当該処分があったことを知ることは、特段の事情がない限り起こり得ないものであり、実施機関の対応は、その特段の事情の有無を確認するための常識的なものである。なお、申立人が特段の事情を主張する場合は、申立人自らが当該特段の事情について説明する必要がある。

また、こうした事務処理の根拠となる公文書の開示を求める本件開示請求に対して、実施機関が保有する公文書の中から請求の対象となっている公文書を特定し、開示したという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して行った公文書開示決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 4. 22	広市教学生第17号の諮問を受理（諮問第153号で受理）
29. 12. 8 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 1. 12 (第2回審査会)	第2部会で審議
30. 2. 8 (第3回審査会)	第2部会で審議
30. 3. 9 (第4回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送㈱報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授